知多市広告入り公用封筒寄附者募集要項

市が事務又は事業を執行するため、市民、市内の民間企業、他の地方公共団体等への書類送付用として使用する広告入り公用封筒を無償で提供していただける寄附者を募集します。

１　募集内容

広告入り公用封筒（角形２号・長形３号）の寄附者

２　広告入り公用封筒の募集枚数等

(1)　規格及び枚数

角形２号　２，５００枚以上（２５束以上）

長形３号　１０，０００枚以上（１００束以上）

１束＝１００枚

※　封筒の寄附希望枚数が１年間の使用予定枚数を超えた場合は、寄附を受ける枚数を調整させていただくことがあります。

年間使用予定枚数

角形２号　１０，０００枚（１００束）

長形３号　６０，０００枚（６００束）

(2)　納入期限

令和６年６月２８日まで

(3)　封筒仕様及び広告サイズ

ア　封筒の表面には、知多市名、所在地、電話、ＦＡＸ、ＵＲＬ、Ｅ－ｍａｉｌ、シンボルマーク、スローガン、防災スローガン「家具固定　命を守る　第一歩」、課等を印刷することとします。

イ　デザイン・レイアウト等については、寄附を受理することを決定した者と協議の上、決定します。

ウ　再生紙を使用してください。

エ　広告サイズについては、次のとおりとします。

角２封筒　裏面　縦 260mm×横 220mm（最大）

長３封筒　裏面　縦 180mm×横 110mm（最大）

オ　封筒の裏面に「この封筒は○○○（寄附者名）から知多市に寄附されたものです。この広告に関するお問い合わせは○○○（寄附者名及び電話番号）まで。」と表示してください。

カ　寄附の申込みをし、当該寄附の決定を受けた者は、優先的に市内に本社、支店、営業所、店舗等を有する企業又は事業者等の広告を掲載するよう努めてください。

３　封筒の使用方法及び使用する組織

（1）　使用方法

市が事務又は事業を執行するため、市民、市内の民間企業、他の地方公共団体等への書類送付用として使用します。

（2）　使用する組織

市役所の各課等及び課に属する機関その他市長が指定する組織とします。

４　使用期間

市民等への書類送付が終わるまでの期間とします。ただし、協議の上、使用期間を変更することがあります。

５　提出書類

（1）　寄附申込書（物品管理規則 第１号様式）

（2）　広告入り公用封筒寄附明細書

（広告入り公用封筒の寄附に関する取扱要領 第１号様式）

（3）　納税証明書（直近事業年度のもの）

・直近１年分（納税額用もしくは未納額用どちらでもよい）

法人･･･法人税、消費税及び地方消費税、法人都道府県民税、法人市町村民税

個人･･･所得税、消費税及び地方消費税、個人事業税、都道府県民税市町村民税

・委任受任関係がある場合は、都道府県民税及び市町村民税は受任者側のみ

（4）　法人･･･商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）

個人･･･身元（身分）証明書

（5）　広告入り公用封筒のレイアウト案

※(3)、(4)とも、写し可

※(4)については、証明年月日が申請書提出時から３か月以内のものであること。

※市の入札参加資格を有している者は(3)、(4)を省略することができる。

６　募集期間及び応募方法

令和６年４月１日から令和６年４月３０日まで（午後５時必着）

寄附申込書及び広告入り公用封筒寄附明細書に必要事項を記入し、必要書類を添えて郵送又は持参により下記連絡先に提出してください。

ＦＡＸやＥメールによる提出は、受付しません。

７　応募資格

次に掲げる事項を全て満たす者は、本募集に応募することができる。

（1）　国税・地方税の滞納がないこと。

(2)　知多市広告掲載要綱、知多市広告入り公用封筒の寄附に関する取扱要領、関係法規等を遵守する者
(3)　被補助人、被保佐人又は成年被後見人でないこと。
(4)　破産者で復権を得ない者でないこと。
(5)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和３年法律第７７号）第３２条第１項各号のいずれかに該当する者でないこと。
(6)　会社更生法（令和１４年法律第１５４号）に基づく更正手続開始の申し立てをした者にあっては、再生計画の認可がなされていないもの又は民事再生法（令和１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申し立てをした者にあっては、再生計画の認可がなされていないものでないこと。
(7)　本市から指名停止又は指名見合せ措置を受けている者でないこと。

８　選定基準

提出書類の内容等を審査し、広告入り公用封筒寄附（受理・不受理）通知書（第２・３号様式）によって応募者に受理、不受理の結果を通知します。

なお、複数の応募があった場合においては、市内に本社、支店、営業所、店舗等を有する広告主（以下「市内広告主」という。）の予定する広告の面積が最も大きい者から順に受理を決定することとします。この方法で受理する順番を決定できないときは、市内に本社、支店、営業所、店舗等を有する寄附希望者を優先し、なお決定できないときは、くじにより決定します。

ただし、受理した寄附希望者が寄附を希望する封筒の枚数の合計が、市の使用する年間予定枚数を超えたときは、その後の寄附希望者の寄附について受理しないことがあります。また、寄附を受ける封筒の枚数を調整させていただくこともあります。

決定後は、「広告入り公用封筒の寄附に関する協定書」を締結します。

９　連絡先

〒478-8601　知多市緑町１番地
知多市総務部財政課
（電話）0562-36-2632(直通)